第１０９号議案

町田市民病院使用条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和８年(２０２６年)１１月３０日

提出者　町田市長　稲　垣　康　治

町田市民病院使用条例の一部を改正する条例

第１条　町田市民病院使用条例（昭和３９年３月町田市条例第２３号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
（使用料及び手数料） 第２条　略 ２　使用料は、次に掲げる額とする。 （１）～（18）略 (19) 長期収載品選定療養費 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和３２年厚生省令第１６号）第７条の２第１号に規定する後発医薬品のある同号に規定する新医薬品等であって厚生労働大臣が定めるものの薬価から当該後発医薬品の薬価を控除して得た価格に２分の１を乗じて得た価格に当該薬価の規格単位ごとに数えた数量を乗じて得た額（その額が１０円未満であるときは、これを１０円に切り上げ、１０円以上であって５円未満の端数があるときは、これを切り捨て、１０円以上であって５円以上１０円未満の端数があるときは、これを１０円に切り上げるものとする。） (20) 一部保険外療養費 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和３５年法律第１４５号）第４条第５項第３号の要指導医薬品又は同項第４号の一般用医薬品との代替性が特に高い薬剤であって厚生労働大臣が定めるものの薬価に４分の１を乗じて得た価格に当該薬価の規格単位ごとに数えた数量を乗じて得た額（その額が１０円未満であるときは、これを１０円に切り上げ、１０円以上であって５円未満の端数があるときは、これを切り捨て、１０円以上であって５円以上１０円未満の端数があるときは、これを１０円に	（使用料及び手数料） 第２条　略 ２　使用料は、次に掲げる額とする。 （１）～（18）略 (19) 長期収載品選定療養費 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成１８年厚生労働省告示第４９５号）第２条第１５号に規定する後発医薬品（以下この号において「後発医薬品」という。）のある同号に規定する新医薬品等（以下この号において「長期収載品」という。）の薬価から当該長期収載品の後発医薬品の薬価を控除して得た額に２分の１を乗じて得た額を用いて診療報酬の算定方法の例により算定した点数に１０円を乗じて得た額

切り上げるものとする。）	
３・４　略	３・４　略

第２条　町田市民病院使用条例の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
（使用料及び手数料） 第２条　略 ２　使用料は、次に掲げる額とする。 （１）～（19）略 （20）一部保険外療養費 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和３５年法律第１４５号）第４条第９項第３号の要指導医薬品又は同項第４号の一般用医薬品との代替性が特に高い薬剤であって厚生労働大臣が定めるものの薬価に４分の１を乗じて得た価格に当該薬価の規格単位ごとに数えた数量を乗じて得た額（その額が１０円未満であるときは、これを１０円に切り上げ、１０円以上であって５円未満の端数があるときは、これを切り捨て、１０円以上であって５円以上１０円未満の端数があるときは、これを１０円に切り上げるものとする。） ３・４　略	（使用料及び手数料） 第２条　略 ２　使用料は、次に掲げる額とする。 （１）～（19）略 （20）一部保険外療養費 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和３５年法律第１４５号）第４条第５項第３号の要指導医薬品又は同項第４号の一般用医薬品との代替性が特に高い薬剤であって厚生労働大臣が定めるものの薬価に４分の１を乗じて得た価格に当該薬価の規格単位ごとに数えた数量を乗じて得た額（その額が１０円未満であるときは、これを１０円に切り上げ、１０円以上であって５円未満の端数があるときは、これを切り捨て、１０円以上であって５円以上１０円未満の端数があるときは、これを１０円に切り上げるものとする。） ３・４　略

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年３月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、同年５月２０日から施行する。

（経過措置）

２　第１条の規定による改正後の町田市民病院使用条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。